

草津市病児・病後児保育事業

委託業務

仕様書

滋賀県 草津市

仕 様 書

草津市病児・病後児保育事業委託業務については、草津市病児・病後児保育の実施に関する規則（平成21年草津市規則第37号）（以下「規則」という。）に基づき、次により病児・病後児保育を実施するものとする。

1. 業務の目的

本業務は、草津市（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託する草津市病児・病後児保育事業の運営に関し、病気の回復期に至らない場合および病気の回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを実施施設が提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

2. 業務名

草津市病児・病後児保育事業委託業務

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

（1）基本業務

- ア 病気の回復期に至らない場合や病気の回復期のため、集団保育や家庭内等での保育が困難な児童の一時預かりおよび保育
- イ 利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等の実施
- ウ 前号以外に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（2）追加業務

保育所等において、保育中に体調不良となった児童の一時的な保育のための送迎対応

※追加業務の実施は、受注者の任意によるものとする。

※実施内容等は、病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁育成局長通知）の別紙に定める「病児保育事業実施要綱」を参照

※（1）および（2）の業務について、施設の開室後から実施するものとする。

5. 対象児童

病児・病後児保育の対象者は、次に掲げる者とする。

- （1）甲に住所を有する生後6か月から小学校3年生までの児童で、医療機関による入院治療の必要はなく、当面病状の急変が認められないが病気の回復期に至っていない状態または回復期の状態にあり、集団保育等が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童
- （2）栗東市に住所を有する生後6か月から就学前の市内外認可保育所等に通園している児童で、医療機関による入院治療の必要はなく、当面病状の急変が認められないが病気の回復期に至っていない状態または回復期の状態にあり、集団保育等が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童
- （3）その他、甲が必要と認めた児童

6. 実施施設の場所等

委託業務の実施場所および設備の状況等は次のとおりとする。

- (1) 実施場所 草津市域内であること。なお、淡海医療センター（陽だまり）から、直線距離で2 km 以上離れていることが望ましい。
- (2) 施設種別 病児・病後児対応型施設 1 施設
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは本事業のための専用施設で一時的に保育する施設
- (3) 設 備 ア 保育室（原則として利用者1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡以上）2室および児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室（原則として利用者1人当たり1.65㎡以上）を有すること。
イ 調理室（調乳室）を有すること。
ウ 便所を有すること。なお、実施施設の他の部分と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用できるものであること。
エ 事故防止および衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
オ 利用者用の駐車場および駐輪場が確保されていることが望ましい。
カ 児童が性被害にあわないよう、施設全体において適切な配慮を行うこと。特に着替えの際などには、外部からの視線を防ぐことができるよう、必要な措置を講じること
キ その他、病児・病後児保育に必要な設備および備品を備えること。

7. 利用定員

一日に受け入れる児童数は4名以内とする。ただし、受け入れ児童の年齢や病状等を考慮し、医療上の観点より、安全確保のために必要があると判断する場合は、施設の利用および受け入れ児童数を制限することができる。

8. 職員の配置

病児・病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師または助産師を利用児童概ね10人につき1人以上配置するとともに、病児・病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童概ね3人につき1人以上配置するものとする。

なお、職員配置については、病児保育事業の実施について（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定める「病児保育事業実施要綱」に基づく「病児対応型」の配置基準のとおりとする。

9. 実施日および実施時間

- (1) 事業の実施日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日は、この限りではない。
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ウ 甲との協議により、定めた日
- (2) 病児保育の実施時間は午前8時から午後5時までとし、利用希望があった場合には午後7時まで延長するものとする。

10. 費用負担

乙は当該事業の利用者からその利用に要する費用の一部として、草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）に基づき、次の額を徴収する。ただし、甲または栗東市に住所を有しない者の利用にあつての手数料の額（午前8時から午後5時まで、児童1人当たり）については、4,000円とする。

階層区分	手数料の額（午前 8 時から午後 5 時まで、児童 1 人当たり）	延長保育手数料の額（午後 5 時から午後 7 時まで、児童 1 人当たり）
生活保護世帯	0 円	30 分ごとに 500 円
前年度市町村民税非課税世帯でひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯		
前年度市町村民税非課税世帯	1,000 円	
上記以外の世帯	2,000 円	

11. 事業報告

乙は毎月の利用実績を、翌月 10 日までに甲に報告するものとする。また、事業年度または委託期間が終了したときは、実績報告書を提出するものとする。

12. 医療機関との連携等

乙は指導医をあらかじめ選定し、緊急時の対応や児童の症状変化への確に対応できるよう、医療の連携体制を十分に整えること。

13. 感染防止

複数の児童を受け入れる場合に、他の児童への感染に配慮すること。また、手洗い等設備の設置をはじめ、衛生面への十分な配慮を施すことで他の児童や保育者への感染防止を図ること。

14. 各種保険の加入等

乙は委託事業の実施にあたり、利用者等を対象とする傷害保険・損害賠償保険に加入する。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行うこととする。

15. 関係書類の保管等

事業の実施に係る児童の利用状況等の記録および職員配置等に関する必要な書類等を事業実施年度の翌年から 5 年間保管し、甲から提出要請があった場合は、提出するものとする。

16. 再委託の禁止

受注者は、本市の承諾なく、業務を第三者に委託してはならない。

17. 受注者の責務

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、業務の目的および内容を把握し、業務計画等の作成を行い、正確かつ迅速に業務を行うこと。

18. 守秘義務

乙は業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

19. その他

（1）環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照)

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

(2) 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

(3) 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売払い、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。））における暴力団員等による不当介入の排除について

- 1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。
(通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載)